



第九編

中央会

農協法改正と法制中央会
毎年行われる農協大会
優良組合の表彰
組合人育成の講習所
県農協会館の建設

庄内農協会館出来る
農協職員の資格認証制実施
老後の生活保障に年金制度
農協運動の実践的批判者農青連
農協婦人部の誕生
有線放送時代の到来

野良着を脱いで＝慈恩寺のお開眼の日、
太平楽に見とれる

（カメラ・宮崎泰昌氏）

農協法改正と法制『中央会』

指導連を 反省検討

その塗りかえを警戒

— 265 —

農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十八四号）は昭和二十九年（一九五四年）六月十五日に施行されたが、この法律の趣旨は農協に対する新しい総合された指導組織である農業協同組合中央会の制度を確立するもので中央会はこれまでとかく、批判の上に立っていた指導連合会（あるいは協会）に代って組織内部の人心を一新し、ほんとうにその目的を達成するにふさわしい組織の確立と、事業の発展を図るべきであり、従来の指導連を中央会に単純に移行させることの安易な考えは厳重に排除すべきであつて、中央会の運用は農協の今後の発展、さらに農業生産力の発達と、農民の地位の向上のためにも重大な関係を持つものであると、この中央会に農林省当局でも非常に期待したものであった。

二十九年六月二十九日に開いた各府県主管課長会議で谷垣農林省農協部長は新しい中央会の在り方について次のように指示した。

① 指導連の看板の塗りかえ的な考えが団体側に見うけられるが、このような考えは厳に排除されなければならない。

② 信連、經濟連等が中央会を自分たちのものとして設立することを排除すること。

③ 指導連が中央会の設立に参与することを排除することは農林省は考えていない。

④ 指導連の設立に間に合わせるように無理に県中央会の設立を急ぐときは指導連の看板の塗りかえになり易いので無理に急ぐことなく、充分に検討を行うこと。

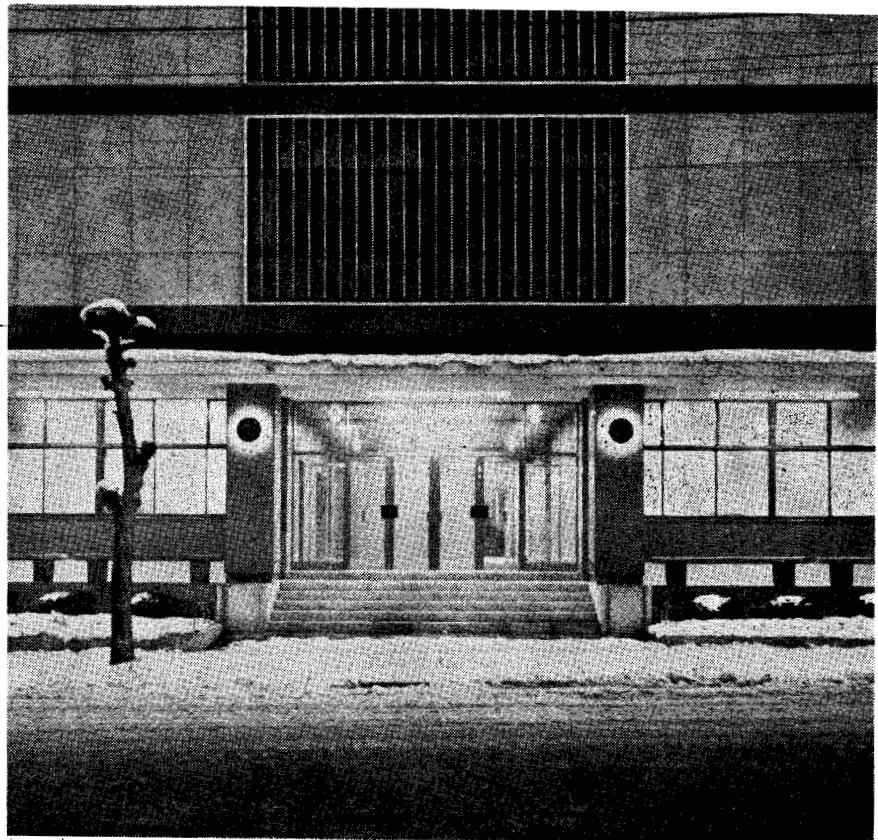
⑤ 県農業会議の設立が組織、農政、生産の各事業を行うことを否定しないが、中央会当面の事業は組合の指導、組合と組合員、組合と連合会の強化に重点がおかれるよう指揮する必要がある。

⑥ 中央会の職員は少数精銳主義を採り、強化されるに従つて増加すること。

農協に経験がなければ、役、職員になれないとの声を聞くが、県主管課長らの中で、農協の仕事に关心を持つものがあれば進んで中央会に入つてもらう。

⑦ 中央会は余り頭が重くならぬよう、専務等はおかぬ方がよい、業務を統括する職員をおく必要があるときは参事のようなものをおくことがよい。

⑧ 指導連を設立する場合、県庁があまり積極的でなかつたが、中央



会の設立には積極的に指導されたい。

このように、全農協の総合指導組織として中央会の設立を農協法の改正で実現させたことは、農業協同組合法が出来て、ここ数年間、組合の実状は全部が全部、健全に事業を行つて来たというものではなかつた。

農協事業が振わない原因は戦争後の経済的変動等のために、大損害をこうむつたものばかりに、あるいは組合經營者の經營が拙劣なために不振に陥つたもの等相当な数字に達したので、昭和二十四年の『ドッジ原則』にもとづく経済政策で、經濟の急激な変動と組合經營の悪化に対応して「農林漁業組合再建整備法」「農林漁業組合連合会整備促進法」を制定して、經營の刷新を図つたわけだが、このような国の援助は組合の本来の自主的性格から見ると、決して好ましいものではなく、やはり組合の事業、經營および組織の全部にわたつて組合を指導し、その經營を改善するために強力な指導機関が要望され、農業団体再編成問題とからんで、強力な農協指導組織の構想をたてたのである。

農業団体再編成を論議

これまで指導機関としては指導連または指導協会が組織されて、組合の指導教育に当つ

山形県農協会館の正面

ていたのであつたが、その組織の面、経済力の点でも決して強力なものだといえなかつたし、制度上の面でも欠陥を持つていた。

こうした指導連に対し、反省と検討を行い中央会制度が制定されることになったのだが、もう一つ、農業協同組合制度自体の問題のほかに、生産指導事業の一元化の問題をめぐつて、団体再編成問題として激しい議論が展開されるようになったのであった。

農業団体等の制度の再編成を行ふべしとする論議が表面化したのは昭和二十六年十一月末のことである。原因は農協、特に指導連の不振、官製農業委員会の行き悩み、農業改良普及員制度の不統一にあつた。

この論議を機会に、わが国農業の実情に応じて農業団体等の制度を根本的に改正すべしとする機運が漸く高まって、二十七年十月、農林省はいわゆる「農業団体三原則」を発表して方針を明かにした、それは生産技術指導は国および地方公共団体を主体として充実、強化すること、農民と農業の代表機関を整備すること、農業協同組合事業の刷新、強化に資することの三つで、組合の総合指導組織として中央会を設立する態度をはつきりさせたが、これを含む改正法律案は才十五、才十六国会ではなく審議未了となり、昭和二十九年の才十九国会で難航を重ねて漸く六月に成立したのであつた。

公共的な性格を持つ非営利法人

中央会の地区は、全国中央会は全国の区域に、都道府県中央

会は都道府県の区域によって、同じ区域を地区とする中央会は一個ときめられ、しかも中央会の事業の発展に支障があると考えられる連合会の設立は認められないから中央会はその事業の性格と相まって、組織の面でも特殊な立場を持つていてものである。

このように中央会は、組合の上部指導機関として、すべての組合の上に立って、しかも全国中央会の統一ある指導方針にもとづいて相互に有機的、統一的にあらゆる組合に対して指導を行ふ意味で、これまでの指導連とは制度的に全く異り総合された組合指導機関と云うことが出来る特殊な非営利法人である。

中央会の事業

中央会は、その目的を達成するため、

(イ) (ア) (イ) (ア) (イ) (ア) (イ) (ア) (イ) (ア) (イ) (ア)

組合の組織、事業および経営の指導

組合の監査

組合に関する教育および情報の提供

組合の連絡および組合に関する紛争の調停

組合に関する調査および研究

その他中央会の目的を達成するために必要な事業を一義的にしか組員たると否とを問わず、すべての組合について行うこととされている（農協法才七十三条の九）これらの事業については、その一部だけを行い、他は行わないということは出来ない。

このほか、中央会は、組合に関する事項について行政厅に建

議することが出来、また全国中央会は都道府県中央会の事業の指導及び連絡に関する事業を行ふことが出来るにしたが、監査事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならぬ、監査士は、全国中央会の行う監査士資格試験に合格するか、又はこれと同等以上の学識経験を持つものと、全国中央会が認めたもののうちから選任し、その選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得て決することにした。

新・県中央会発足

新・中央会設立発起人

新中央会の設立発起人は次の二十五氏で、

昭和二十九年六月九日に農協法の一部改正案が国会を通過し、新法は六月十五日公布、施行になったので、山形は任意「中央会」が発足して一ヵ月足らずで再び、中央会の制度がえに直面したわけである。

六月二十二三の両日、全国指導連で開催した各県指導連（あるいは中央会）参事會議で新法の解釈、運用についての疑義等について農林省当局が説明、二十五日には秋田市で東北、北海道会長会議が開かれて、各県の中央会設立について意見を交換して、中央会を一斉に設立することを申し合わせ、七月からよいよ本格的な中央会組織の準備が始まつた、本県では

。七月一日 全国指導連会長会議に出席。

。七月八、九日 各県指導連参事會議に出席。

。七月十七日 オ一回設立準備会を開き、各郡組合長代表、連合会代

表が出席して設立発起人の選定、設立順序日程等を新法律、定款例、通牒その他情報にもとづいて審議。

。八月四日 オ二回設立準備会を開き、創立総会予定日を八月三十一日とするとともに、設立発起人の選定と設立発起人会を八月十六日に行うこととした。

。八月九日 中央会々長、副会長、県組合長会長、県連合会関係者が会合して設立推進打合会を開き、新中央会の性格、および設立発起人会に提出する定款、諸規程、事業計画、収支予算書案を協議。

。八月十五日 各支部毎に設立同意書を取纏めた。

。八月十六日 設立発起人会を開き、設立発起人代表を選任、定款、

同)

横尾健三郎（南村山郡本沢組合長）、高橋一司（東村山郡天童同）、渡辺七兵衛（西村山郡寒河江同）、大山不二太郎（北村山郡桶岡同）、熊谷伊助（最上郡萩野同）、佐藤啓輔（同郡西小国同）、遠藤清海（米沢同）、江口太郎（東置賜郡犬川同）、小関信一（西置賜郡平野同）、遠田善兵衛（東田川郡余日同）、佐藤晃司（同郡山添同）、平田広吉（西田川郡上郷同）、酒井忠孝（鶴岡同）、伊藤惣治郎（飽海郡北平田同）、富樫広三（酒田同）、

諸規程、事業計画収支予算案を作成、創立総会招集日を八月三十一日とする等を決定した。

その頃、全国指導連では七月末現在の都道府県中央会の設立推進状況をとりまとめたが、それによると、八月中旬に創立総会開催を予定しているもの十五、九月中十四県で、総会は総代会制を排して、会員総会制を採るものが多く、理事数は最高二十二名、最低五名だが、十名台が多く、監事は三名から五名、職員数は五十名内外というところが一ぱん多かった。

県でも中央会設立に協力し、農林省農業協同組合部長からの通報にもとづいて

- ① 会員 一般出資総合単協の全面的加入を期待する。
- ② 役員 組合指導的立場にあるのだから、經營優良組合から選出されるよう。
- ③ 役員定数 十五名以内となっているが、事業連整備計画の審議方針の線に沿って、少數精銳主義で構成されたい。
- ④ 機構 他の連合会に先駆して簡素強力なものとし、支所を設

ける場合は独立しないものが適当である。等のことを八月九日、県農林部長から大山中央会長に希望し、組合指導を行うにふさわしい簡素強力な中央会が発足することを期待した。

昭和二十九年八月 三十日に創立総会

創立総会までにまとまった加入同意組合数は連合会十三、単協百八十七、合計二百組合に達した。

準備全く終って、昭和二十九年八月三十一日午前十時二十分から山形市新築西通り農林中央金庫山形支所会議室で創立総会を開き、新役員を選任、九月十三日、保利農林大臣の設立認可を得、設立登記を終って、山形県農業協同組合中央会が発足したのである。



県中央会参事 草刈政蔵氏



前総務部長 原田繼雄氏



兼経監部長 倉川清輝氏



教育部長 戸村豊太郎氏

長、県農業拓植基金協会理事長等、五指をかぞえる農業団体の「長」であることは落とされているが、氏はその多くの肩書が示しているように山形県農業方面では正に頂上の存在である。

明治三十一年（一八九八年）十月二十日、楯岡で呉服商を営むかたわら、町會議員、楯岡信販購利組合長等をやつていた大山利

兵衛氏の長男に生れ、山形中学を経て大正七年三月に小樽高等商業学校を卒業したが、中学時代はひ弱な少年で、それを克服するために柔道を習い、同級生である市村利兵衛（山形市議会議長）、加藤市左工門（元山形市議会議長、死亡）、鈴木市三郎（山形市議、元県農業会監事）氏らと暴れ回り、小樽高商に入つては三船十段の直弟子となつて、同校の柔道部キヤブテンに推され、ウラジオストックまで渡つて、対抗試合に優勝する等「小樽高商の大山」は当時の学生柔道界で勇名をはせたものであつた。

◇…大山氏の大陸縦断祕話

高商の修学旅行で樺太、サガレン、ハルビンまでは氏も他の学生と同じ行動をとつたが、きかぬ気の氏は親友の栗林徳一（室蘭の栗林商船主）氏と二人だけが旅行団から抜け出し、満洲、中國大陸漫遊を始めたのである。何十日間を費し南京に到着したものの、二人とも持ち金全部を使い果たしてしまい、楯岡の父親にあてて「金オクレ」のウナ電を打つたが、なかなか金は届かず、乞食同然になり下がり、空腹をかかえて苦力（クリー）になつて金の到着を待つた蛮勇伝が残つてゐる。

大正七年三月高商を卒えた氏はこの栗林氏と室蘭で製鉄事業を計画したが、父利兵衛氏の一喝を喰つて楯岡に帰つて家業を

手伝つてゐるうち、大正十二年九月一日の関東大地震が東京方面の呉服類を全部潰滅してしまつた。氏はその機をつかまえ、自身大阪に飛び、貨車で衣類を楯岡に持ち帰り、売り出したところ、群馬、栃木県等からも買手が殺到、当時の金で一日、六万円の売上げを見たほど、大当たりをとつた。

◇…北海道で鉱山經營に腕ふるう

この時から氏は非凡の実業家として名を上げ出しだが、やがて経済恐慌が襲来し、さらに支那事変ばつ発からせんい品統制にあつて、營業の方も面白くなつたので、家業の方は山中の同級生庄司五郎氏（村山市楯岡八五）に託し、両親を藤代夫人にたのみ、昭和十四年、宿願の北海道行きを敢行、旧友栗林氏と二人で紋別郡生田原村安国の隆尾鉱山經營を開始した。荒くれ鉱夫二百五十名を柔道三段の腕で威圧する鉱山所長となつて、戦争する日本のために大いに貢献、政府からは三回も表彰される等、氏の得意時代をつくつたのであつたが、企業整備の政府方針に従つて鉱山を他に譲り、十九年に楯岡に戻つた。

父、利兵衛氏は楯岡町議のほかに楯岡町農業会（楯岡農業会は楯岡信販購利組合、楯岡信用組合、楯岡町農会を合併して昭和十九年四月出来たもの）長をつとめ、さらに楯岡町出身で雪害対策の先覚者、故松岡俊三代議士の參謀役を引き受けた政治家でもあつたので、父親が逝去すると、生前の父が持つていた役職や、政治的役割りが全部そのまま楯岡に帰つた氏の許に集つてしまつたのであつた。

◇…昭和二十二年四月県議に當選

まず昭和二十二年四月三十日行われた県会議員選挙で、立候補を予定されていた県会議長佐藤直信（才二代目、県農業会長）、楯岡町長伊豆倉精治、県議高桑喜之助（大石田町）氏等がことごとく政界ページに会って、出馬が出来なくなつたので、その後釜に推薦されたのが氏である。北村山郡の定員五名に対して立候補者は三倍の十五名、氏は無所属で出馬したが、七千四十六票をかく得して、新顔で才二位当選、ここに氏の県政界進出となつたのである。

県会議員になつたころ、氏は父の後を継いで楯岡町農業会長となり、二十二年五月二十日には県農業会理事に就任したのであるが、当時の県農業会会长は故吉松正彦氏で、山木武夫氏（県連会長）も同じ理事であつた。

二十三年五月、楯岡町農業協同組合が設立されて初代組合長、同年八月、県購買農業協同組合連合会が出来て会長となり、二十八年春、県販売連とともに県経済連が創設されるまで三期購連会長をつとめた。

二十六年四月、県議再選、二十八年六月には県議会副議長になる等政界にのし上がつて来た氏の巨歩は揺るぎない。

昭和二十六年八月二十二日には県農協指導協会々長、二十九年五月、県農業信用共済会々長、二十九年六月、県共済農協連会長、同年九月、県農協中央会々長、三十二年一月、県拓植農協連会長、三十四年十二月、財團法人、県農業拓植基金協会理事長となり、三十五年五月に改選の県中央会、県共連、県拓連、県信用共済会の各会長はいずれも氏が互選された。

◇ 農業協同公社の先駆　「両羽協同製糸」

このように多くの県連会長の肩書を持たせられた氏は昭和二十五年二月二十八日、村山市楯岡一、三四一に養蚕家とともに北村山郡乾繭農業協同組合連合会を創立、会長に就任した。

氏はさらに昭和二十五年、村山市楯岡に「両羽製糸株式会社」を創立して取締役社長となつた。この会社は北村山乾繭と鶴岡市外の松岡製糸との共同出資によつた典型的な生産農家と製糸会社合併のものであつて、池田勇人内閣が三十五年秋の通常国会に提出することになつて、世論をわかしている「農業基本法」案の中の「農業協同公社」の構想を氏は既に十年前に実際に移したもので、かつての産業組合当時、各地に試みられた組合製糸の多くが実を結ばなかつた先人の体験を生かし、氏は松岡製糸との合作にふみ切つたものであつた。

創立以来一回の赤字もなく、しかも同社の従業員一四〇名は、天童木工の一八〇名とともに、ほとんどが農家の子弟で、農村の二・三男消化に役立つている。

三十二年県拓植連会長となつて、翌三十三年十月から二ヶ月間にわたつて南米ラジルのグワタバラ地区の入植地を現地視察し、貴重な資料を集め帰郷する等、氏の識見と政治力は氏の今後の活動をますます多彩なものにするだろう。

県政界、農業団体の元締めとして寧日ない氏は実業方面への意欲も決して忘れたわけではない。最近、優れた木工家具調度品として海外にまで評判になつてゐるのが天童駅前の「天童木

工製作所	であるが、氏は同会社の社長である。
柔道で鍛え上げたがつチリした体躯で傲岸と思われるまでに	か黙な氏は、乱暴だった青年時代を想像することが出来ぬほど、丁重な物腰で人に応待、どんな場合でも大声を出して相手をきめつけるようなことはない。自分の意見は容易に現わさないが、一度信じこんだことは絶対に撤回しないし、信頼したものは最後まで見捨てるようなことはしない。
昭和二十九・九	三〇・八・一 (機構改革)
参事草刈政藏草刈	三一・八・三 (機構改革)
総務部長原田継雄原田	三三・二・一 (機構改革)
総務課長	三五・四・一 (機構改革)
企画課長	三五・三・二 (機構改革)
組織経営部長参事兼務皆川	三五・二・一 (機構改革)
経営監査部長皆川	三五・一・一 (機構改革)
経営課長皆川	三五・一・二 (機構改革)
監査課長皆川	三五・一・三 (機構改革)
農政部長折原重之助	三五・一・四 (機構改革)
指導部長	三五・一・五 (機構改革)
教育部長	三五・一・六 (機構改革)
營農課長	三五・一・七 (機構改革)
教育課長	三五・一・八 (機構改革)

昭和二十六年八月に発足した山形県農業協同組合指導協会は才一回山形県農業協同組合大会を二十七年九月七日に山形市立才七小学校に開催、二百三十余の単協、十余の連合会、県農協青年連盟らの代表一千余名が戦後の混乱、騒然の中に発足させた農協五年の体験を報告し、当面の問題を提出、論議し、決議、宣言した。

二十六年二月十二日にも農民大会の名で山形市に顔を合わせているが、その後のスタイルをつくったのは二十七年のこの大からで、翌年から開催会場を庄内、最上、村山、置賜の四地

機構と主要人事

村山支所長 多田忠雄 保科 保忠
最上支所長 佐藤鶴松 佐藤 鶴松 佐藤 佐藤 佐藤
置賜支所長 渡部健次 渡部 健次 渡部 健次 渡部
庄内支所長 菅野一雄 菅野 一雄 菅野 一雄 菅野
の三部、四支所 同じ 同じ 同じ
総務、組織經營、農政機構は前と 総務、組織經營
の三部、四支所 渡部 健次 渡部 健次 渡部 健次
監査士は五十嵐盛治、斎藤信三郎、信夫栄一、花輪光三、佐藤 紹介
原田継雄の六氏。

村山支所長 多田忠雄 保科 保忠 最上支所長 佐藤鶴松 佐藤 鶴松 佐藤 佐藤 佐藤 置賜支所長 渡部健次 渡部 健次 渡部 健次 渡部 庄内支所長 菅野一雄 菅野 一雄 菅野 一雄 菅野 の三部、四支所 同じ 同じ 同じ 総務、組織經營、農政機構は前と 総務、組織經營 の三部、四支所 渡部 健次 渡部 健次 渡部 健次 監査士は五十嵐盛治、斎藤信三郎、信夫栄一、花輪光三、佐藤 紹介 原田継雄の六氏。
--

全農民の意志を結集した県農協大会

区を持ち回りにして毎年連続開催、三十五年九月四日には東置賀郡赤湯町の小学校で才九回大会を開催した。

農協大会を主催したのは二十七・八年の二回が県指導協会、二十九年の才三回目からは県農協中央会で、かつての産組中央会山形支会が産業組合大会を主催したと同じように毎年度初めて、関係団体から大会に提出される協議案を検討、整理し、議題を最終的に決定して来ている。

審議委員の顔ぶれは三十四年の才八回の場合

横尾健三郎（東南村山地区）、高橋一司（同）、柴橋政雄（西村山地区）、高橋市治（北村山地区）、高山庄太郎（最上地区）、島津一郎（東南置賀地区）、江口太郎（同）、小松韓紀郎（西置賀地区）、平田広吉（庄内地区）、山口善右工門（同）、兵田友太郎（同）、大山不二太郎（県農協中央会）、山木武夫（県信連）、高橋庄吾（県經濟連）、豊田永治（庄内經濟連）、斎藤金治（県共済連）、深瀬民吉（県養蚕連）、安孫子芳尾（県畜産連）、須藤直一郎（県青果連）、志田健夫（県開拓連）、伊藤惣治郎（県拓植連）、遠藤侃（県農協青年連盟）、斎藤かねみ（県農協婦人部協議会）、佐藤正一郎（田川農家経営対策連）

と、合計二十四名の各地区単協組合長会長、連合会々長および関係団体代表である。八月二十四日の審議委員会では提出議題十九件から慎重に選別し、結局、大会議題として「米に関する農政施策の確立について」をはじめ八議題を決定した。

「大会」と名づけられるものの多くが、とかく宣言、決議でお茶をこすか、カラ騒ぎのお祭り行事に終っているが、この農協大会は、農事するものが、誇りと、謙虚な反省心とで、言

うべきことを率直に主張し、要望し、全農民の意思を結集させた。共同の利益をかく得するという、年に一度、農民代表が参集する厳粛な最大行事になつてゐる。無論、酒肴もなければ余興も、打上げ花火もない。

大会に顔を出す県知事、衆、参両院議員、県議等は農協事業の発展を礼讃した祝辞を朗読するだけのアクセサリー賓客ではなく、提出議題に対する責任ある答弁者の立場に起たせられている。

第八回大会までの協議題

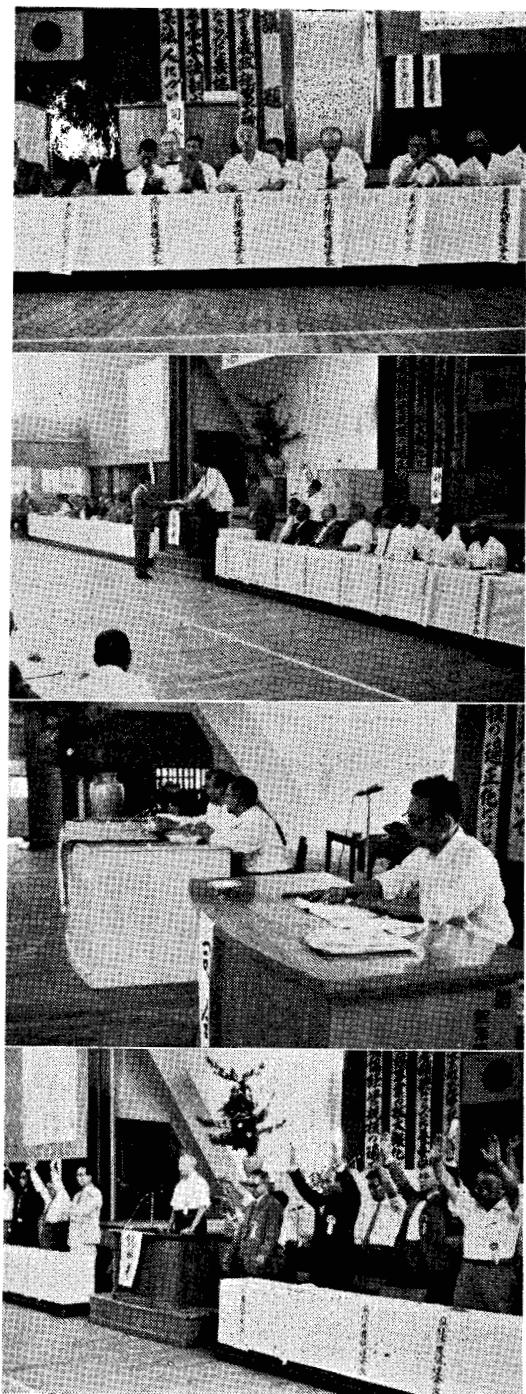
大会はどこまでも協議題を中心としたもので、「大会規程」でも、協議問題を重視しているが、才八回大会までの協議題を類別すると、

産米対策関係、農協課税対策 が最多で、才一回から才八回まで連続提出され、深刻に訴えられ、農民にとって一ばんの重要課題であることを意味している。次に多いのが

生産、営農指導強化 の要望、養蚕、酪農、畜産対策がどれも五回提出、県費助成、信用基金、共済制度の確立等もその次に多い議題となつてゐる。風水害、冷害対策で当局の生ぬるい態度をたたいた議題も才三・五・七の三回に出されている。

提出議題の全部が農業の、農協事業進展のために絶体欠くことが出来ない真剣な問題だけで、しかも共通の利益を意味したものに限つて論議、決議されて来たが、緊急問題として、昭和三

第八回山形県農協大会（写真は上から先づ正面に連合会の主だった説明者が顔をそろえる。②優良組合に安孫子知事から表彰状が贈られる。③いよいよ協議に入り、草刈中央会参考事が司会役に回る。④閉会、一同起つて農協大会万才）



十二年（第五回）、三十三年（第五回）と二年連続して人類の終えんを招く「原・水爆の製造と実験」の禁止を強く訴えた議題が提出された。

三十四年の第五回大会にはこれまでの大会に見られなかつた

「農業基本法制定」、「農業法人」、「最上川水系遊水地帯の政府補償特別立法措置」等についての要望が提出された。

三十四年二月から検討して打ち出した構想による「二十年後、

「農業基本法制定」、「農業法人」、「最上川水系遊水地帯の政府補償特別立法措置」等についての要望が提出された。

「農業基本法」については自民党が農林漁業基本問題調査会で倍増をうたつた農業政策等、経済の拡大によって所得が増大する他産業に反して次第に減少する農業所得に対処した両党政策競争だが、県の農民から一日も早く農家経営の恒久安定を約束づけられる農業基本法の制定を行うべしとした決議である。

農業法人は、徳島県に端を発し、全国各地で話題をまいてい

るものだが、農地法との関係で問題が足踏みの形となつていて、農地法が農地、立木の出資を禁じ、また経営面積の最高限度をきめているため、農民の集団的企業化による農業発展の意欲をおさえつけて、いびつな形のものにして、さらに農民の生産向上を圧しているから、政府の決断を早める一方策としては

農業法人の法律制定は、単独法とせず、農協法を改正して、組合内部の協同体としての法人格を持つものを実現させよと要望しているものである。

「最上川水系遊水地帯の政府補償特別立法措置」についてと題して提出されたこの問題は北村山郡大石田を起点として清川に至る五十二キロの区間、最上郡内の「中流部」で毎年出水の度毎に受ける大水害からこの地域の人々を救出する措置を講じてもらいたいという悲願の叫びである。



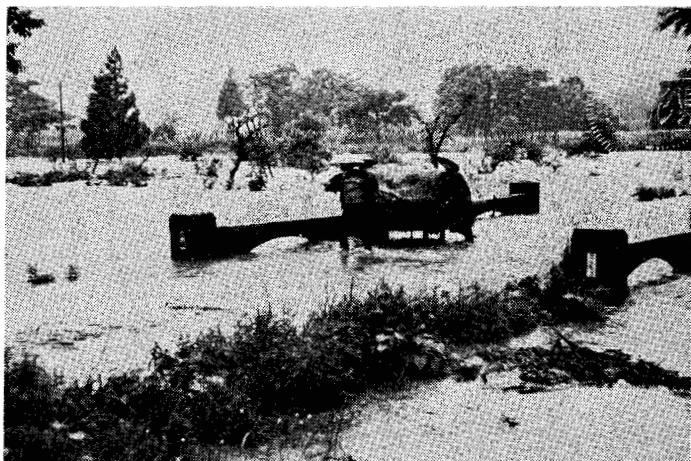
第八回山形県農協大会（昭和34年8月30日酒田商工高校体育馆で開いた。）写真上は提案説明の佐藤晃司山添組合長、下は会場の熱気に質問者はランニングシャツ一枚で気勢をあげる。

この地一帯の最上川は原始河川と呼ばれ堤防もなく、一度出水すると最上郡大蔵村合海の水田八十ヘクタールは一面の湖水と化け、戸沢村藏岡は全く孤立し、古口部落は軒下まで濁流が押しよせて来る、古口は三十年から三十三年まで連続、四年間水害に見舞われて、八メートル以上の泥水で田畠は流され、三十三年には高台にある役場の玄関先まで九メートルという濁流

が来襲、四年間の被害は実に二十億円を上回ると計算されている。

上流部と下流部は建設省の直轄区域に編入されて河川改修が次々と行われているのに、この部分だけは「遊水地帯」と呼ばれ、洪水のハケ口に選ばれ、上・下流地帯を洪水禍から護る犠牲地帯になっていて、洪水の後で、毎度、泥ナワ式の復旧工事ですまされていたのを、三十年に戸沢村長を会長とする「最上川中流部改修期成同盟会」が二市一町二ヶ村で結成され、三十三年に漸く直轄に仲間入り出来て、建設省新庄工事々務所がこれまでの砂防一本から中流部改修まで、十ヶ年計画、総工費十四億円で工事を担当することになったものの、今後の出、洪水に決して安心出来るものではなく、さらに大仕掛けな恒久的な施設を実現するよう政府に要望するとともに、遊水地帯の水害による被害を補償する特別立法措置を講じてもらいたいと云っているものである。

県農協大会に提出し、決議する議題の取り上げ方は、農協が健実な前進を行うために、全関係団体が一本に結集出来る真面目



~~~~~  
水出内地郡村戸上最

なものであって、そのためには審議委員会が妥当とみとめないもの、理屈で割り切っても、時期的到来しないものや、農業団体としての行きすぎをおさえて、また思想的に偏向し、一政党に利益するものは審議委員会で通過させないから、本舞台の大会までには、提出議題は絶対決議されるものと自信づけたものばかりである。

大会で決議されたものは毎回実行委員会を設けて、関係当局等への陳情、運動となり、才二回（昭和二十八年）大会で決議した「農協中央会設立に関する法律の次期国会通過方要望」は他県の運動とともに実を結び、翌二十九年六月十五日の農協法改正によって、山形県農協中央会が設立された。また前後四回にわたって大会で決議した「事業連統合」問題も、中央会は県指導協会當時から他の連合会等とともに統合専門委員会を設けてこの問題に真剣にとり組み、數十回に及ぶ意見の調整をやり、さきに県販連と県購連が合併して県經濟連を、同じく庄内、販購連が庄内經濟連を生み、三十四年春に地方の各郡畜連統合などに成功した。

才三回（二十九年）大会で県青壯年連盟が提出した「県農協会館建設」は、偉容を誇る現在の農協会館竣工となつた。二回決議された拓植事業の推進は間もなく県拓植連となつた、また才二回大会以来種々な表現で呼ばれて来た「農協職員資質向上対策」は中央会の手で、三十四年九月を期して「農協職員認証規程」という画期的な施策が、農協職員の講習会開催と相まって実現した、その他農協職員の身分保証、農協講習所の新築、青年壮年、婦人部組織の強化等、実行委員の良識と努力が大会の決議のほとんど全部を結実させている、さらにまた外部に対する運動、陳情も決議の内容が着々として政府、県の施策となつて現れており、このように県農協大会は農協前進の「時の窓」となつた。

## 農協大会経過

| 回数  | 開催年月日    | 開催場所      |
|-----|----------|-----------|
| 才一回 | 昭和二七・九・七 | 山形市才七小学校  |
| 才二回 | 二八・九・六   | 山形市才四小学校  |
| 才三回 | 二九・八・二〇  | 鶴岡市山大農学部  |
| 才四回 | 三〇・八・一七  | 米沢市才一中学校  |
| 才五回 | 三一・九・一   | 天童市中学校    |
| 才六回 | 三一・一一・一七 | 山形市才一小学校  |
| 才七回 | 三三・八・三一  | 新庄市南高等学校  |
| 才八回 | 三四・八・三〇  | 酒田市酒田商工高校 |
| 才九回 | 赤湯町赤湯小学  | 赤湯町赤湯小学   |

## 県農協大会提出の協議題一覧

### ◇第一回（昭和二十七年九月七日）

#### 一、農村資金対策について

#### 二、農業協同組合信用基制度および共済制度確立について

#### 三、農業協同組合共同販売体制確立について

#### 四、昭和二十七年度産米の確保および集荷確保について

#### 五、部落組織の強化について

#### 六、農業協同組合に対する県行政の強化と、指導協会事業費に対する

#### 県費助成額について

#### 七、農業会引継資産の借入金利子の助成について

#### 八、農業協同組合および農民課税について

#### 九、農業団体編成問題について

#### 十、農業協同組合生産指導事項に対する県費助成について

#### 十一、事業連絡会について

### ◇第二回（山形市才四小学校）（カッコ内提案者）

- 一、農業協同組合中央会設立に関する法律の次期国会通過方を要望について（西村山郡農業協同組合長会、最上、西置賜郡同上）
- 二、昭和二十八年産米対策について（東田川郡、西田川郡、東村山郡、西村山郡、東南置賜組合長会、県經濟連、庄内經濟連）
- 三、農民ならびに農協課税対策について（東南置賜、飽海組合長会）
- 四、農業協同組合生命共済事業加入促進について（北村山組合長会）
- 五、農業協同組合職員資質向上対策について（最上、東南置賜組合長）

六、農村金融改善について（西村山、東南置賜、飽海組合長会、山形県農協青壯年連盟）

七、県の農協行政強化ならびに県農協指導協会への県費助成増額を要望について（西置賜、東南置賜組合長会）

八、農業協同組合生産指導事業の強化について（山形県農協青壯年連盟、南村山郡、東南置賜郡組合長会、県養蚕連、村山農村工業連）

九、県經濟連と県青果連の統合促進について（村山地方常務理事参考会、東南置賜郡組合長会）

◇第三回（昭和二十九年八月二十日）

鶴岡市山大農学部講堂

- 一、昭和二十八年産米代金の追加払について（十一郡各組合長会）
- 二、昭和二十九年産米対策について（十一郡各組合長会）
- 三、農民ならびに農協課税対策について（西村山、最上郡組合長会）
- 四、冷害対策について（西田川、東村山、南置賜、東置賜、西置賜、東田川、飽海郡組合長会）

五、デフレ対策について（三置賜組合長会、県農協青壯年連盟）

六、市町村合併に伴う農協の対策について（東村山、西村山郡組合長会）

七、市町村の合併に伴う農協の市町村金庫事務取扱について（十一郡各組合長会）

八、農業協同組合生命共済事業全農家加入促進について（飽海郡組合長会）

九、養蚕対策について（北村山郡組合長会）

一〇、農協行政強化ならびに県中央会に対する国庫助成の交付と県費助成の増額を要望について（最上郡組合長会）

一一、農協青壯年ならびに組織の強化について（県農協婦人部連絡協会）

議会、県農協青壯年連盟）

一二、総合生産計画化運動の推進について（県農協青壯年連盟）

一三、県事業連の統合促進について（県農協青壯年連盟）

一四、県農協会館の建設について（県農協青壯年連盟）

一五、農業協同組合の自立体制確立について（南村山郡組合長会）

◇第四回（昭和三十一年八月十七日）

米沢市第一中学校講堂

一、米穀事前壳渡制度の強化ならびに統制撤廃反対について（十一郡各農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部連絡協議会）

二、米穀検査規格の改訂について（東田川、飽海を除き九郡組合長会、県青壯年連盟、県婦人部連絡協議会）

三、病虫害防除費助成について（十一郡各組合長会、県青壯年連盟、県婦人部連絡協議会）

四、災害復旧ならびに公共事業補助金等の早期交付方を要望について（西田川、最上郡農協組合長会）

五、農民課税の適正化について（十一郡各農協組合長会、県青壯年連盟、県婦人部連絡協議会）

六、農協課税の全免について（十一郡各農協組合長会）

七、合併市町村に対する要望について（西置賜郡組合長会）

八、農業生産資材価格の引下げについて（最上、南村山郡組合長会）

九、畜産農協組織の整備強化について（県農協青壯年連盟、西村山郡組合長会）

一〇、農協総合事業計画樹立実行運動の推進について（県農協青壯年連盟、十一郡各農協組合長会、県農協婦人部連絡協議会）

一一、農協青壯年ならびに組織の強化について（天童中学校講堂）

- 一、農民課税の適正化ならびに農協課税の全免について（庄内、村山四郡、最上、置賜三郡各組合長会）
- 二、風水害、病虫害対策について（八農協組合長会）
- 三、米穀予約壳渡制の継続について（八農協組合長会）
- 四、農協営農指導体制の確立強化について（八農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部連絡協議会）
- 五、青果物の共販体制確立について（県農協青壯年連盟）
- 六、繭の共販体制の確立について（八農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部連絡協議会）
- 七、農協内部体制の刷新強化について（県農協青壯年連盟、県農協青壯年連人部連絡協議会）
- 八、系統機関の経営刷新について（同上）
- 九、農協教育事業の強化について（同上）
- 一〇、農協職員の身分保証について（八農協組合長会）
- 一一、農協適正規模の確立について（県農協青壯年連盟）
- 一二、農協共済事業の推進について（八農協組合長会、県農協青壯年連盟）
- 一三、農業生産資材価格引下げについて（八農協組合長会）
- 一四、農業改良資金の増額等要望について（八農協組合長会）
- 一五、有畜農家創設維持要綱一部変更について（八農協組合長会）
- ◇第六回（昭和三十二年十一月十七日）  
（山形市第一小学校講堂）
- 一、農協刷新拡充三ヶ年計画実施の徹底について（八農協組合長会、県農協青壯年連盟）
- 二、農協役職員年金制度の実現について（八農協組合長会）
- 三、食糧管理制度について（八農協組合長会）
- 四、農協畜産事業体制の確立について（東南置賜、東村山、西村山、西置賜各農協組合長会、県農協青壯年連盟）
- 五、農協養蚕事業体制の確立について（西置賜、南村山農協組合長会、県養蚕連）
- 六、青果物取引の合理化について（北村山組合長会）
- 七、農業政策の確立について（最上、北村山組合長会）
- 八、農協の農政活動強化について（県農協青壯年連盟）
- 九、健康農村建設運動推進について（県農協婦人部協議会）
- 一〇、農協拓植事業の推進について（庄内組合長会）
- 一一、農民ならびに農協課税について（東村山、庄内組合長会）
- 一二、農協法公布十周年記念事業について（県農協中央会、県各農協連合会）
- 一三、原水爆の製造と実験禁止について（各農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部協議会）
- ◇第七回（昭和三十三年八月三十一日）  
（新庄市南高等学校体育館）
- 一、養蚕安定策の確立について（八農協組合長会、県養蚕連、県農協青壯年連盟、県農協婦人部協議会、田川農家經營対策連合会）
- 二、酪農安定対策の確立について（八農協組合長会、県畜産農協連、県農協青壯年連盟、県農協婦人部協議会、田川農家經營対策連合会）
- 三、米に関する農政施策の確立について（八農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部協議会、田川農家經營対策連合会）
- 四、干害ならびに水害対策について（同上）
- 五、農産物の流通対策について（東南置賜、西置賜二組合長会）
- 六、農民ならびに農協課税について（田川農家經營対策連合会、八農協組合長会、県農協青壯年連盟、県農協婦人部協議会）

七、農協営農指導体制の確立について（県農協青年連盟）

八、農協拓植事業の振興について（庄内農協組合長会、県拓植連）

九、農村女子青年に対する教育施設の設置について（県農協婦人部協議会）

一〇、農協事業連の統合促進について（県農協青年連盟）

一一、原水爆製造と実験禁止について（県農協婦人部協議会、南村山地区農協組合長会）

一二、政府米保管々期数延長について（県農協青年連盟）

一三、農政米保管々期数延長について（県農協青年連盟）

◇ 第 八 回（昭和三十四年八月三十日）  
（酒田市酒田商工高等学校体育館）

一、米に関する農政施策の確立について（庄内をはじめ各農協組合長会）

二、農民ならびに農協課税について（東南置賜、東南村山、西村山、庄内各農協組合長会）

三、農業基本法制定について（田川農家経営対策連合会、東南村山、庄内、西置賜三組合長会）

四、農業法人について（県農協青年連盟、庄内組合長会）

五、最上川水系遊水地帯の政府補償特別立法措置について（最上、北村山組合長会）

六、畜産振興ならびに養蚕安定対策について（東南村山、北村山組合長会）

七、農協事業の拡大強化について（西村山、東南置賜、西置賜各農協組合長会、県農協婦人部協議会）

八、農協経営規模の適正化について（西置賜、東南置賜、庄内組合長会）

## 大 会 每 に 行 わ れ た

## 優 良 組 合 表 彰

県農協大会は毎回、經營優良組合、再建整備優良組合を選んで、県知事の表彰を行つて来たが、西村山郡高松村、最上郡鮭

川村、東田川郡大山町の三農業協同組合は二回の受賞組合となつた。

なお、県大会の受賞組合のうち東田川郡泉、大山の二組合は全国農協大会からも表彰をうける栄誉を得た。

## ◇ 山形県知事表彰

| 表彰年月日               | 被表彰組合名    | 組合長氏名  | 表彰事項       |
|---------------------|-----------|--------|------------|
| (昭一回) 県農協大会<br>九・七〇 | 北平田農業協同組合 | 伊藤物治郎  | 経営優良農業協同組合 |
| (昭二回) 大六会<br>八・二〇   | 高松村       | 斎藤金治   | 同上         |
| (昭三回) 大八会<br>八・二〇   | 鮭川村       | 国井信一   | 同上         |
| (昭五回) 大二会<br>八・二七   | 角川村       | 大山不二太郎 | 再建整備優良組合   |
| (昭十六回) 大九会<br>九・七一  | 楢岡町       | 高橋芳夫   | 同上         |
| (昭二回) 大九会<br>九・七一   | 大山町       | 早坂悌藏   | 同上         |
| (昭三回) 大九会<br>九・七一   | 萩原長左工門    | 佐藤富雄   | 同上         |
| (昭四回) 大九会<br>九・七一   | 渡部善五郎     | 佐藤重次郎  | 同上         |
| (昭五回) 大九会<br>九・七一   | 高橋芳夫      | 小林徳一   | 同上         |
| (昭六回) 大九会<br>九・七一   | 渡部善五郎     | 山口和吉   | 同上         |
| (昭七回) 大九会<br>九・七一   | 荻原長左工門    | 江口太郎   | 再建整備優良組合   |
| (昭八回) 大九会<br>九・七一   | 犬川市       | 川俣勝市   | 経営優良組合     |
| (昭九回) 大九会<br>九・七一   | 谷地        | 酒田市    | 再建整備優良組合   |
| (昭十回) 大九会<br>九・七一   | 山形市       | 市西荒瀬ク  | 同上         |

|                   |        |    |          |        |
|-------------------|--------|----|----------|--------|
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 藤島     | 高瀬 | 添川       | 東根町神町ク |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 新堀     | 高瀬 | 川瀬       | 高瀬     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 米沢市山上ク | 高瀬 | 川瀬       | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 豊田     | 高瀬 | 栗田       | 佐藤精三郎  |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 永治     | 高瀬 | 勝三郎      | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 須藤     | 高瀬 | 井信一      | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 武夫     | 高瀬 | 藤勝美      | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | 登      | 高瀬 | 加藤勝美     | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | タ      | 高瀬 | 総合経営優良組合 | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | タ      | 高瀬 | 再建実績優良組合 | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | タ      | 高瀬 | 総合経営優良組合 | 同上     |
| (昭三回) 大八会<br>九・七一 | タ      | 高瀬 | 再建実績優良組合 | 同上     |

## 榮ある全国表彰組合

### 全中・家の光賞

全国農業協同組合中央会では協同組合の発達普及のために下賜された恩賜財産を基金として成績優良な農業協同組合（連合会をふくむ）と農協に功労のあったものを毎年秋開催の「全国農業協同組合大会」で表彰して来ている。表彰する組合は

- ① 組合の組織が確立し、民主的な運営がなされていること
- ② 組合の事業が組合員の経済の発達に効果をもたらしていること

③ 事業の範囲が適当で事業分量が相当にあり、なお事業が適当に進展しつつあること

④ 組合機関の利用率が適当であること

- (5) 組合の財務が健全であり、収支の状態が正常であること  
 (6) 組合の行為が法令定款に違背していないこと  
 ⑦ 会計その他事務整理が良好であること  
 の七条件に該当したものを都道府県中央会長から推薦、審査委員会に諮って全中会長が決定するものである。

### 山形県で表彰を受けた組合

山形県でこの表彰をうけた組合は次の通りである。

| 表彰年月日       | 被表彰組合        | 組合長名  | 表彰内容                   |
|-------------|--------------|-------|------------------------|
| 昭和二十七年九月三十日 | 東田川郡泉村農業協同組合 | 斎藤金治  | 昭和二十六年度優良出資増加組合(地方優秀賞) |
| 二十八年十二月三日   | 東田川郡泉村農業協同組合 | 斎藤金治  | 優良農業協同組合(普通表彰)         |
| 昭和二回全国農協大会  | 高畠農業協同組合     | 安藤留五郎 | 昭和二十九年度優良出資増加組合(地方優秀賞) |
| 三十年十二月十五日   | 東置賜郡         |       | 優良農業協同組合(普通表彰)         |
| 昭和三回全国農協大会  |              |       |                        |
| 三十二年十一月七日   | 西田川郡大山農業協同組合 | 荻原長左門 |                        |
| 昭和五回全国農協大会  |              |       |                        |

### 特別表彰の泉組合と役職員

さらに優良組合として表彰された組合が表彰をうけてから五年以上を経て、その成績が特に優秀な組合には特別表彰することがあり、去る二十八年に表彰された泉組合(羽黒町泉と改称)が三十四年十一月十二日の才七回全国農協大会でこの特別表彰

をうけた。

特別表彰は三十二年の才五回全国農協大会で初めて行われたもので、羽黒町泉組合は全国で才三回目の栄誉であり、全国でも一・二を占める優秀組合である。また、大会では農業協同組合の発達に功労のあった役職員を組合功労者として表彰して來たが、山形県からは昭和三十二年の才五回大会で、酒田市大字落野目山木武夫氏(県信用連会長)、三十三年の才六回大会で長井市小出高橋庄吾氏(県経済連会長)が表彰され、山形県出身の佐藤寛次氏は三十四年の才七回大会で特別功労表彰をうけた。

### 家の光文化賞の中平田、本沢農協

このように全国中央会が優良組合、組合功労者表彰を行つてゐるのに対し、家の光協会では「家の光」の創刊二十五周年を記念して家の光文化賞を昭和二十四年に制定、毎年一回、教育事業の推進と農村文化の向上に特に優秀な成績を挙げている町村農業協同組合を全国から選んで表彰しているが、山形県からこれまで文化賞をうけた組合は

。酒田市中平田農業協同組合(組合長 斎藤祐三郎氏)、(昭和二十九年度、才八回)

。本沢農業協同組合(組合長 橋尾健三郎氏)、(昭和三十一年度、才八回)

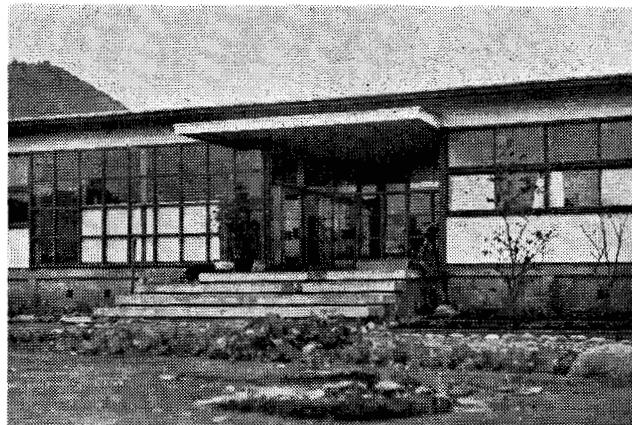
の二組合である。

## 組合教育施設として

### 農林協同組合講習所

山形県の産業組合教育施設は日華事変が発して間もない昭和九年（一九三四年）四月、東田川郡藤島町の県立庄内農学校に修業年限一年の才二部「産業組合科」を新設したのが最初であった。

開設の目的は新しい村づくりに挺身する中堅的人材を養成するために産業組合の専門的知識と技能を修得させるのであり、在校生は二十名から六・七名といふこともあるた、一年間の学



昭和34年5月に完成した山形県農林協同組合講習所

習を終えて、大部分が組合に就職した。昭和十年の才一回卒業生には県經濟連購買部長高宮陸三氏、同十四年の才五回卒業者中に県信連東南村山支所長池田雅夫氏がかぞえられる。折角の教育施設も戦争拡大で、昭和十五年の才七回生で中止のままになっていたが、終戦後、戦争中の権力統制団体、農業会にかわった農業協同組合が生れると、再び農業教育施設の復活の声が財団法人村山同窓会方面から現れ、二十四年十一月六日に開いた同窓会総会で、北村郡楯岡町の県立村山農学校創立五十周年記念事業として、協同組合学校の創設を決議した。

二十五年一月十日になって県農林部と村山同窓会とが合議した結果、設置者は同窓会、運営は両者の運営委員会で行うことになりましたが、同年四月十五日に県立村山農業高等学校構内に「山形県高等農業協同組合学校」が開校されたのである。

二十九年四月一日には校名を山形県高等農林協同組合学校と改称、森林組合科および農業協同組合実科を増設し、運営の費用は県と農林関係団体（県信連、県經濟連、庄内經濟連および県森連）の分担金でまかなうこととしたが、三十三年四月一日、県立に移管し、校名を再び変えて「山形県立農林協同組合講習所」とし、農業協同組合実科を廃止した。

三十三年四月、県立になるまで同校の卒業生は約三百五十名にも達し、協同組合、連合会に送りこんだが、そのころから持主の村山農業高等学校から校舎狭いを理由に強硬な立退きを求められていたのを機会に、中央会では山形市に関係団体の協力で新しく研修施設を設置して、同会がその経営に当り、農協

職員の養成、再教育の充実を図って、農協職員の資質の向上を行うことになり、山形市小白川町四六三、県立蚕業試験場内の県有地に百五坪、木造平家建ての講習所新校舎を建築することにきまつた。

総経費四百七十六万七千円で、その財源は国庫助成金百二十三万九千円、県費同百七十六万四千円、団体負担金百七十六万四千円にしたが、団体負担金は中央会の手で連合会、単協の協力を得て、三十三年度特別拠出金として負担してもらい、三十年十一月着工、翌三十四年五月十八日に落成式を挙行したのである。

さらに工費三百五十万円で木造二階建、八十坪の生徒寄宿舎を三十五年四月二十七日に新設し、名実ともに誇るに足る農協教育施設が出来上がったのである。

現在の修業内容は、募集人員、農業協同組合科三十五名、森林組合科十五名以内で、ともに一ヶ年の修業年限、志願資格は高等学校卒業者、またはこれと同等のもの、組合就職志望者が組合の職務経験三年未満で二十五才以下となつており、毎年三月下旬に筆記、面接試験を行うことになつていて。

最後に二十五年度から三十三年度まで九年間の卒業生就職状況を見ると次のように農業協同組合科、森林組合科とも組合に就職したものが最も多く、全体の六〇パーセント以上を占め、それぞれの職域で活動している。

#### 農業協同組合科出身

|             | 25<br>年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計   | %    |
|-------------|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|
| 農<br>協      | 8        | 11 | 23 | 14 | 19 | 23 | 19 | 25 | 26 | 168 | 61.3 |
| 共<br>濟      | 6        | 1  | 1  | 3  | —  | 2  | —  | 1  | —  | 14  | 5.0  |
| 連<br>合<br>会 | 5        | 4  | 1  | 6  | 2  | 3  | 5  | 3  | 3  | 29  | 10.6 |
| 自<br>進      | —        | 3  | —  | 1  | 1  | —  | —  | 1  | —  | 9   | 3.3  |
| 死           | —        | —  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | 2   | 0.8  |
| その<br>他     | 1        | —  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | —  | 2   | 0.8  |
| 計           | 28       | 26 | 36 | 33 | 27 | 32 | 29 | 35 | 28 | 274 | 18.2 |

#### 森林組合科出身

|        | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計  | %    |
|--------|------|----|----|----|----|----|------|
| 組<br>合 | 9    | 9  | 11 | 4  | 2  | 35 | 67.3 |
| 連<br>役 | 1    | 0  | 2  | —  | —  | 3  | 5.8  |
| 其<br>他 | 1    | 2  | —  | 2  | 1  | 6  | 9.6  |
| 計      | 13   | 12 | 16 | 7  | 4  | 52 | 17.3 |

# 山形県農協会館の建設

## 戦後最大のビル竣工まで

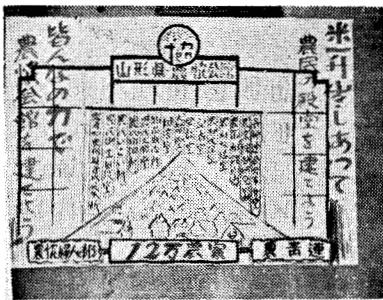
かつての県農業会、戦後の農協連合会のどれもが、農業県山形に似合わしからぬ、わびしい借家住まいであつた、それが昭和30年9月には鶴岡市に「庄内農協会館」、32年2月になつて「山形県農協会館」の2大ビルが相次いで出現し、まさに『農協王国』を誇示している。

古くは大正の時代に、農業団体は自前の事務所を所有していた。大正十四年、県農会が農民の拠金で、県會議事堂の西南に鉄筋コンクリート、三階建の「山形県農業会館」を当時の金で八万円の巨費を投じて建築すると、続いて同連合会が県庁内の間借りり生活を離れて山形市香澄町木の実じ年の十一月には県信用組合会解体、農業協同組合の発足を借家のまま送り迎えたのである。

小路二九九ノ一（七日町新道）に木造ながらも二階建ての洋館を購入、事務所開きをやつたが、昭和十八年十二月になつて、これらの農業団体が権力統合されて農業会が出現すると、県農業会の本陣が七日町東前六一〇ノ三にあつた古色そよ然とした旧県物産陳列館の建物に移転し、戦争を経て、終戦を迎えて、農業団体の新事務所建築の話しが計画されたのは終戦直後の昭和二十年九月、県農業会の佐藤直信会長、吉松正彦副会長の當時で、某県議の仲立てで、県との間に県農業会本部のある敷地を買収して会館を新築することにきめ、県との間に売買の内交渉を始めたが、途中で立ち消えになつてしまつたきさつもあつた。

その後、二十七年夏、県農協・商工会議所等の提唱で、県が中心となり、農、工、商、金融等の産業団体事務所に公会堂等の施設を網羅した地階一階をふくめた五階建、総延坪三千七百坪の総合ビルを建築する計画がたてられた、その当時、各出先機関とも深刻な事務所難に苦み、悩んでいた時であるだけに、各機関とも大乗気で、このビル出現を期待したが、同年十二月二十四日に県庁で開催した関係団体代表の打合せ会で意見が分れてしまい、再び会館建設が見送りになつてしまつた。

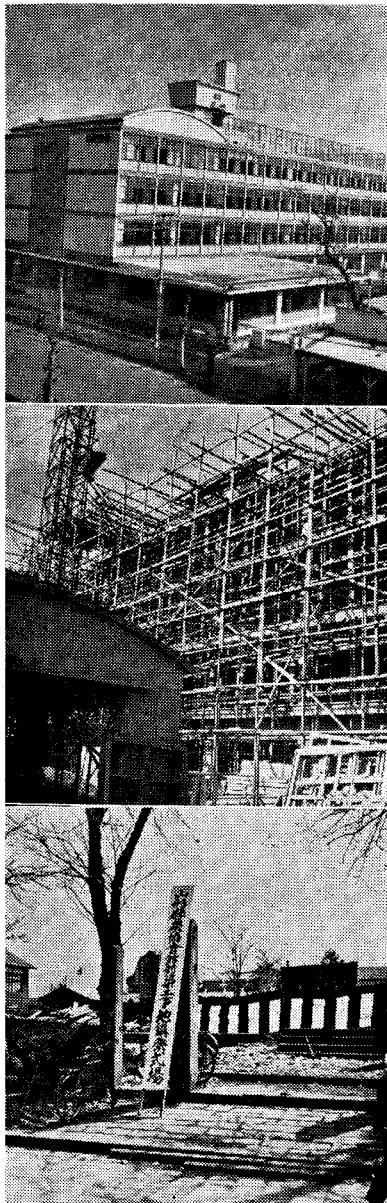
しかし、二十九年八月二十日、鶴岡市で開催した才三回県農協大会で、県農青連から「県農協会館建設について」の議題が提出され、満場一致で、全農民組織力を結集して県農協会館を建設すること、二十九年度内に建設委員会を設けて、三十年度



スター

### 県下最大のビル、県農協会館

(上は竣工した県農協会館、中はコンクリート打込、下は三十一年四月十五日執行した地鎮祭)



中に竣工する計画を進めるこの決議がきっかけとなって、十一月十日には「県農協会館建設委員会」が出来て、遂に会館建設が本格的にすべり出した。

建設委員会は翌、三十年八月十一日になつて「建設研究会」と改称し、三十二年三月までに会館を是が非でも完成させることを目標に具体策をねることにきまつた。そのころには既に鶴岡駅前に四階建の「庄内農協会館」が一足先に完成しており、庄内におくれをとつた埋め合せの意味にも、大規模な会館を実現する計画で、さきに立ち消えとなつた総合ビルの構想を参考として、県、山形市および農業団体の三者で、農協事務室、大公会堂、物産陳列場、県立図書館等をふくめた大ビルを建設することにして、県と山形市に働きかけたが、どちらもにえきらず、うやむやの中に時を過ぎしたので、同年十二月、農業団体

だけで再検討した結果、県、市を加えない、農業団体単独で会館建設にふみ切つた。三十年十二月二十四日、県からこの問題で最後の回答があり、「県は事情によって総合ビル建設に参加するには今後相当期間が必要だから、農業団体だけで会館を建設することにしたら如何」と県の参加打ち切りがはつきりした。

これでその後の問題は農協関係だけとなり、実行委員として大山不二太郎（中央会）、山木武夫（信連）、高橋庄吾（県經濟連）、佐藤晃司（庄内經濟連）、八嶋孝吉（県農済連）の五会長を選任、建設事務局を中央会において、敷地、請負工事入札参加会社の選定、工事費の調達、設計者の依頼等に本腰を入れて動き出したのであった。

# 地下一階・地上四階

## 総工費一億四千万円のビル

**建設資金は五団体が負担**

「県農協会館」が出来上がったのである。

敷地は県と交渉の末、県農業会館の北隣りの県有地六百五十五坪で五十年間の借地契約を県と取り交し、設計は日建設計工務会社にたのんで、三十一年の春、雪どけを待つて四月十五日地鎮祭を執行して大工事に着手したのである。

工事の概要是地階百七十二坪三三二、一階三百二十七坪一九〇、二階から四階までが各二百九十八坪五六七、屋上十八坪五五三で合計一千四百十二坪七十六六、工事費一億二千四百四十一万七百七十五万円と、当時としては県下最大のビル建築であった。

この工事に当った建築関係会社との請負金額は

- 主体工事（大林組）九〇、五九一、四三五円。電気工事（東北電気）一〇、四三〇、三四〇円。衛生工事（黒沢建設）五、一〇〇、〇〇〇円。暖房工事（西村工場）一二、〇四二、〇〇〇円。エレベーター工事（日立製作所）六、一二〇、〇〇〇円

坪当り八万五千円を費し、十一月末に完成して、十二月七日竣工検査が行われ、三十二年二月十一日には新会館四階の大会議室を会場に盛大な落成式を挙行し、山形市の新景観、「山形

ところで問題の建設資金は県信連をはじめ次の五団体が負担し  
○ 県信連四千五百万円。県経済連三千五百万円。県農済連二  
千円。県共連一千万円。県信用共済会一千万円  
計一億二千万円としたが、工事費のほかに設計監督費四百二  
十二万円、調度品三百四十七万円、電話工事費、不動産取得  
税、建物登録税等に二千数百万円の追加が必要となり、総費用  
一億四千万のビルにせり上がるが、五団体の負担はさら  
に増額された。

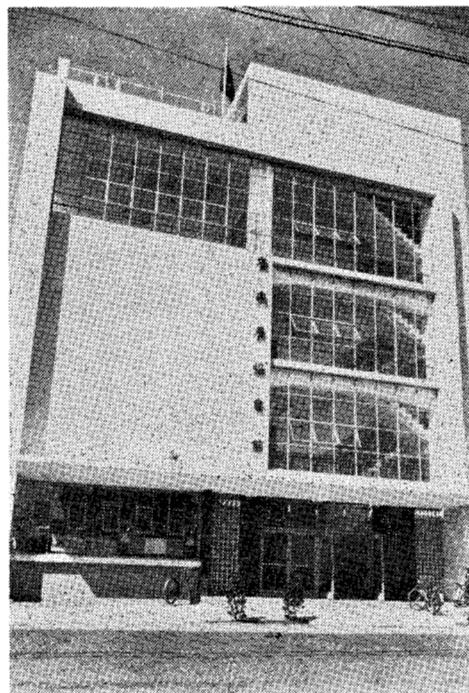
落成式の後、各連合会は使い古した隣接の農業会館から新館に事務所を移したが、県信連百七十八坪九三、県経済連百九十九坪九五、中央会三十八坪一一、県共連七十九坪二五、農済連五十二坪三三、庄経連十八坪一五、畜産連三十四坪四八、青果連三十一坪七六、食堂三十二坪六七、貸室百五十五坪一八のほか大會議室をふくめた共同使用分五百六十六坪五四六を使用している。

新農協会館は会館管理運営委員会（委員長大山中央会々長、事務局長草刈中央会参事）が管理、運営に当つており、使用面積による各団体の賃貸料と、会議室の利用料、食堂直営の運用益等の収入でまかない、工事費を負担した団体に対しても年七分の償還を行つてゐるほか年七分の配当を続ける等良好な運営をやつてゐる。

鉄筋コンクリート

# 四階建の庄内農協会館

## 米どころ庄内農民のメツカ



鶴岡駅前 の 庄 内 農 協 会 館

鶴岡駅前（鶴岡市大字大宝寺字大宝地六三八ノ一）に鉄筋コンクリート、四階建の威容を誇る「庄内農協会館」は山形市の県農協会館よりも一年半も早く、昭和三十年九月の竣工である。庄内全農民の象徴とも云える会館を建主の庄内経済連が本所のある酒田市に建てずに、支所々在地の鶴岡市に決めたきさつは、二十八年に庄内経済連が発足するまで庄内購買連があつた鶴岡市と、この市を中心に動いていた東西両田川郡の農民に対する庄内経済連の心遣りであ

鶴岡駅前（鶴岡市大字大宝寺字大宝地六三八

つた。

二十九年春、会館建設をきめると東田川郡大和村の小林徳一氏（旧庄内販連会長、庄内経済連会長）を委員長として、山木武夫（新堀）、佐藤晃司（山添）、遠田善兵衛（余目）、岡部助七（広瀬）、五十嵐政治（押切）、加藤勝美（広野）、酒井忠孝（鶴岡）、佐藤文治（袖浦）、小林松太郎（東郷）、遠藤又四郎（上郷）、本間儀平治（山戸）、富樫広三（酒田北）、阿部一喜（田沢）、斎藤祐三郎（中平田）、佐藤富雄（観音寺）、佐々木勝見（遊佐）の十七組合長を推して建築計画を樹てて、十月一日に着工した。

### 総工費四千百九十五万四千円

ビルの構想は鉄筋コンクリート三階建、三百八十坪五二であったのが後に四階建、五百六坪九一に変更となつた。各階毎の坪数は一階百十八坪三八、二階百二十七坪二一、三階百二十七坪二一、四階百二十二坪五一、屋上十一坪六〇、合計五百六坪九一で、ガラス面積が大きく、明るい近代建築である。

総工費四千百九十五万四千円で、主体工事を新鉄工業株式会社、給排水、衛生、暖房工事を株式会社西村工場、スチール・サッシュを富士見産業株式会社、電気工事を東北電気工事株式会社がそれぞれ請負い、その金額二千六百十四万円、その他、附帯工事費七十六万円、設計料、

監理、監督費で、一年後の三十年九月二十日に竣工式を挙行

し、続いて関係者四百名が参集して盛大な完成披露を催した。

建築予算は最初、三千百万円で、そのうち一千八百万円を庄内経済連、県信連、単協が各六百万円ずつを負担、拠出し、残金は庄経名儀借入金でまかなう予定であったが、三十年五月の

総会で、単協負担

分六百万円も庄経

で引き受け負担することになった。

その後、工事追加

等のため、建設予

算は四千百七十万

円となり、これを

信連一千万円、庄

経三千百九十五万

円となり、これを

信連一千円、庄

経三千百九十五万

円となり、これを

信連一千円、庄

経三千百九十五万

円となり、これを

信連一千円、庄

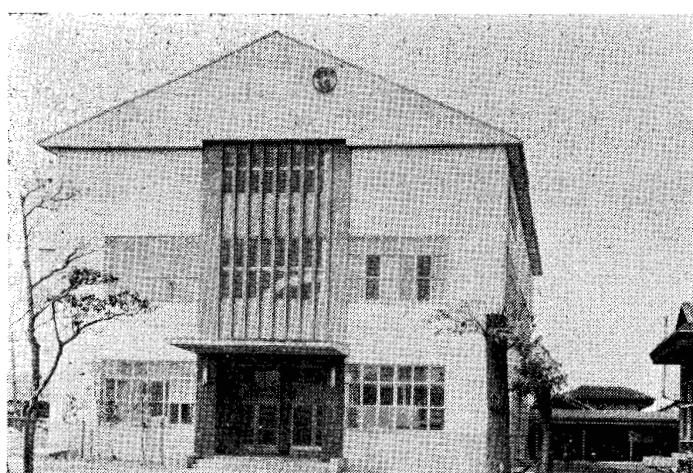
経三千百九十五万

円となり、これを

信連一千円、庄

経三千百九十五万

円となり、これを



。ビルを庄経、信連の共有財産とすること。

。建設費用四千百九十五万四千円のうち、県信連負担分一千万円を差

引いた残額を庄経で負担し、建物共有持分は負担額に比例すること。

。昭和三十年九月二十日（この日に臨時総会と会館竣工式）をもって、建設委員会から会館を庄経が引き継ぎをうける。

ときより、次のような使用面積となつた。

一階＝県信連二十五坪五、庄経連二十七坪二

二階＝庄経連三十六坪四、中央会十五坪五、共済連十八坪二、養蚕

連十五坪五

三階＝大会議室五十四坪五、ステージ十八坪二、オ一會議室九坪一、

オ二會議室九坪一

## 酒田に庄内経済連会議所

### 単協でも相次いで事務所を新築

この鶴岡市の庄内農協会館のほかに庄経では酒田市山居町の本所構内に独立した大会議室を建築し、総会々議場に使用するほか、一般の集会にも開放して市民の好評を博している。

庄経会館に統いて、山形市に各連合会が県農協会館を建設すると、単協でも独立した事務所の新築に着手し、両会館の建築より先に米沢市農業協同組合（組合長遠藤清海氏）が市役所の真向いに三階建ての「米沢市農業会館」を新築、一階を組合事務所、二階を貸事務所、三階を会議室に使用した。続いて東置賜郡赤湯町農協が事務所を新築、また東田川郡藤島町農業協

同組合（組合長豊田永治氏）では三十二年十二月四日に工費一千八百万円を投じて鉄筋コンクリート、二階建、二百坪の農協ビルを完成させた。

この組合は二代目の青年層が支配している清新発らつたる組合で出資金一会员当り七万五千円、共済金額同じく五十五万と恐らく全単協最高の成績を保持しているほど、組合員は組合を愛し、同町に商店を持っている庄内

舟底天井、間接照明をあしらった豪華な和室がある。もちろん全館暖房で、このビルが出現してからは前にもまして組合の業績が伸びている。



協ビル  
二階建の藤島町農  
鉄筋コンクリート



### 資格認証講習会開く

(34年夏—講義する草刈中央会参事)

## 農協職員の資質向上のための資格認証制実施

「山形県農業協同組合職員資格認証」制度が昭和三十四年九月一日から実施された。農協職員の資質向上については早くから論議され、二十八年の才二回県農業協同組合組合大会でも最上、東南置賜組合長会から「農業協同組合職員資質向上対策について」の議題が提出され、その当時の県農協指導協会が対処策を

検討、具体化することを約束づけられていたものだが、その後も数回、大会の議題として取り上げられ、県中央会の構想がなっていよいよ実施に踏みきつたものである。

農協発展のためには実務の才一線にたつてゐる職員の資質をたかめることができが絶対に必要であり、優秀職員を農協に集める手段としては職員が組合に働くことに誇りと、み力を持たせるだけの待遇、身分保証制度の確立と一しょに、これまでの組合人事に多く見られた情実人事を排して、人材登用の道をある一定の規格で押し進めて行く方法に切りかえたのが、中央会の「——資格認証規程」であつて、この制度を既に実施している県は二十五県をかぞえ（三十四年九月現在）、東北地方では青森県以外の五県が実施することになった。

山形県の場合、二十八年以来の懸案でもあり、中央会は三十二・三年度から実施したい意向であったが、この新制度は各方面に可なりの反響を与えた、組合長等の組合役員がこの制度に賛成し、早急実施を望んだが、職員組合の一部から猛然反対の声があがつた。組合の云うところではこの制度は職員の雇用契約を侵し、既得権を失わせるものとしたので、中央会では農協全職員（二百三十五組合、約千人）を対象とした当初の案を緩和し、現職員の既得権を保護する意味から講習会の全科目を修了したものか、特定の資格または経験を持つものに対する現職の資格を与える修正案を作り、組合長会の了解を得、三十四年八月十七日には中央会の役員会の承認を経て、また翌十八日には各労組代表者に説明会を行い、九月の実施となつたものである。認証制度の骨子は

① 対象は新規採用職員もしくは昇格を希望する職員

② 認証区分は三級（一般職員）、二級（主任）、一級（参事）とする

(3) 受験資格は三級が十七才以上、二級は三級の認証をうけ、七年以上農協の実務についたもの。一級は二級合格後実務五年以上のもの  
 (4) 試験は筆記試験と口述試験が行われ、資格認証委員会がこれに当る等である。

## 老後の生活保障に――

### 「農協職員年金制度」生れる

農林漁業団体職員の、老後の生活保障制度である「農林漁業団体職員共済組合法」（農協職員年金）が昭和三十三年（一九五八年）三月三十一日に制定となり翌、三十四年一月一日から組合事業が開始となつた。

官吏には恩給法による恩給があり、市町村役場の吏員にも、また市町村職員共済組合法による恩給がある。この人々は退職の際に退職金をもらつた上に、一生を恩給で生活を保障され、死亡後は遺族にまで扶助料の支給があるので対して、同じように公共的な職場に従事している農協等の職員には僅かばかりの退職金のほか、何一つ老後の生活保障はない。もつとも農協職員には昭和十九年十月実施の厚生年金があるが、老後に支給される年金はこれまた微々たるもので、生活保障等と云えるものでなかつた。

この不合理をこく服し、恵まれた官公吏の恩給に追いつくた

めの農協団体等の役職員に対する年金制度を確立しようとする運動はすでに昭和二十七年から始められ、農協系統組織あげての資金拠出運動や、署名運動が力強く進められた。しかしこの運動にはまず厚生省関係の抵抗、社会保障制度審議会の反対答申等に突き当つて難航を続けたが、運動の先頭に起つた全国農協中央会を中心とした農林漁業団体、農林省当局の熱意が通つて、三十三年三月末の共済組合法実現となつたものである。

この共済組合（年金）は農業協同組合法（農業協同組合）をはじめ、森林法（森林組合）、水産業協同組合法（漁業協同組合）、農業災害補償法（農業共済組合）、漁船損害補償法（漁船保険組合）、土地改良法（土地改良区）、農業委員会等に関する法律（農業会議）、開拓融資保証法（開拓融資保証協会）、中小漁業融資保証法（漁業信用基金協会）、たばこ耕作組合法（たばこ耕作組合）の十法律で設立された法人とこの共済組合に使用される役員および職員で給与をうけるものをすべて強制加入としたものだが、厚生年金の場合とちがつて、五人未満の団体もすべて強制適用の対象とされて、昭和三十五年二月現在の全国組合員総数は二十九万四千二百四十六人、団体数は二万五千五百四十五団体となつた。

山形県の場合は三十三年三月に組合法制定と同時に県農協中央会主催の説明会を県内各地で開催。四月十一日赤湯町。十二日寒河江市。十四日山形市。十五日村山市。十六日鶴岡市で各単協の組合長、常務理事、参事、会計主任等に対して法制定の至過報告と、説明を行つた。

次いで四月十八日に仙台市で開かれた東北ブロックの組合設立準備打合会に出席した山形県対象十一団体代表は県中央会皆川（清輝）経監部長を中心に、共済組合を設立するまで、県下の対象団体で連絡協議会を結成することを申し合せ、五月七日には県農協会館で関係団体打合会を開き、県下二十団体で「山形県農林漁業団体職員共済組合設立準備連絡協議会」を設置し、事業計画、収支予算、経費拠出方法をきめるとともに、その会長に大山県中央会長を推し、対象団体から二十名の事務局員をきめた。

三十三年六月の適用対象団体実態調査と組合員資格者調査、講習会、団体名簿、統一コードの作成、地区別事務指導者講習会等を経て、三十四年四月二十五日にはさきの設立準備連絡協議会を解散して、新しく「山形県農林漁業年金連絡協議会」に切りかえ、協議会事務局を県中央会内におき、県協議会々長大山不二太郎（県農協中央会長）、副会長八嶋孝吉（県農業共済連会長）の両氏のほか次のように系統八団体代表を委員に選んだ。

白岩石雄（県土地改良事業団体連合会々長）、八嶋孝吉（県農漁連会長）、大久保伝蔵（県農業会議会長）、古沢久右工門（県森林組合連合会々長）、菅原常治（県漁業協同組合連合会長）、太田徹（県煙草耕作組合連合会長）、横尾健三郎（県農協組合長会長）、大山不二太郎（県中央会々長）、事務責任者に皆川県中央会総務部長、専任者に三十五年四月から西村啓四氏が県畜産連から転じて入り、各団体から一名づつ、二十名の事務局員を出して県内の事業を進めている。

農林漁業団体職員共済組合の県事務所、または県支部に相当するものは各府県とも三十四年一月から事務を開始した連絡協議会であつて、三十五年春になって、各県から県事務所等の名に変える運動が始められている。

山形から中央の共済組合会に送つてある議員は山形、宮城の両県を区域とした団体代表として大山不二太郎氏で、組合員代表議員は送つていない。

共済組合発足の三十四年一月一日現在で県内の加入団体は五百十一であるが、そのうち農協団体二百六十七で、全体の五〇%を占めて最も多い。また組合員数は六千二百六十八名で、うち農協関係組合員は四千八百名となつてあるが、団体別に見ると次の通りである（カッコ内が組合員数）

・総合農協二四八（男三、四三五、女二、三二二）。開拓農協四（男四、女二）。特殊農協一五（男六一、女二十四）。農業共済五四（男四七八、女一三〇）。土地改良七二（男二四五、八三）。たばこ耕作四（男一二、女五）。農業会議一（男四、女一）。開拓融資一（男一、女一）。森林九三（男二七四、女六五）。漁協一七（男八七、女二八）。漁船保険一（男二、女一）。漁業信用基金一（男三、女〇）

◎総計五一（男四、六〇七、女一、六六一）

であつたが、一年後の二月八日の調査では団体数五百三で組合員数は六千二百九十七名、毎月の掛金は四百万円に達している。



生産者要求米価運動の署名簿の山  
(中央が県連事務局の渡辺宏氏)

## 伸びる農青連

昭和二十五年十一月三十日結成の南村山郡、続く十二月二十日の東村山郡と相次いで出来た郡単位の農村青壯年連盟は農協組織の確立とともに活発な活動を開始し、農協運動の実践的批判者の立場で、あるいは農協の前衛組織となって、抜くことの出来ない大きな地歩を年毎に占めて行つた。

連盟がはつきりした存在となるまでには決して順調

な歩みを続けたわけではなく、しばしば強烈な障害につき当

り、内部にも衝突摩擦があつたが、当時の連盟幹部は戦後の農村問題解決に異常なまでの熱意と良識とをも

## 農協運動の実践的批判 者の立場で地歩固める

県連主催の夏期講習会



つて体当りし、運動を前進させて行

ある。

歴代委員長と  
事務局長

初代委員長  
田中啓次郎氏

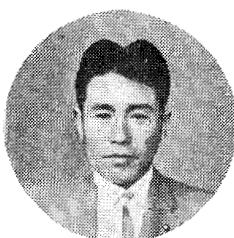


オ二代委員長  
白田要右工門氏



オ三代委員長  
高橋三嗣也氏

オ四代委員長  
遠藤 侃氏



初代事務局長  
鏡 貞夫氏



オ三代事務局長  
設楽 信也氏



連盟」と改称、敢て「壯年」の二字を削って組織に定義づけたのであった、県連事務局は県中央会の中において、発足十年を経過したが、取り組む問題は年毎に多くなり、問題毎に發揮する独自の本領は農協陣の親衛隊として、あらゆる面に発言権を強くしている。

昭和三十五年十一月は県連結成十周年になり、今後の活動を期待されているが、県連の十年間の動きを示すと次の通りで

|      | 昭和二六年    | 二七年      | 二八年        | 二九年        | 三〇年       | 三一年       | 三二年       | 三三年       | 三四四年    | 三五年     |
|------|----------|----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 組合数  | 三三       | 三五       | 三五         | 三九         | 四六        | 四三        | 三三        | 三三        | 三一      | 三一      |
| 組織数  | 三三       | 二五       | 二三         | 一毛         | 一八        | 一七        | 一四        | 一三        | 一八〇     | 一八〇     |
| 盟友数  | 三、七三     | 三、七三     | 三、七三       | 四、美〇       | 五、九〇      | 三、〇九      | 一、三九      | 一、六三      | 一、三、三六  | 一、三、三六  |
| 決算額  | 一、七〇、九一円 | 一、五〇、三四圓 | 一、五〇、八〇圆   | 一、〇五、七〇圆   | 一、三〇六、五〇圆 | 一、一〇五、九〇圆 | 一、一〇五、九〇圆 | 一、一〇五、九〇圆 | 一、八九、八〇 | 一、八九、八〇 |
| 委員長  | 田中啓次郎    | 田中啓次郎    | 白田<br>要右工門 | 白田<br>要右工門 | 高橋三嗣也     | 高橋三嗣也     | 高橋三嗣也     | 高橋三嗣也     | 遠藤<br>侃 | 遠藤<br>侃 |
| 事務局長 | 鏡 貞夫     | 鏡 貞夫     | 草刈 政藏      | 草刈 政藏      | 草刈 政藏     | 設樂 信也     | 設樂 信也     | 設樂 信也     | 設樂 信也   | 設樂 信也   |

## 農協婦人部の誕生

黄金村が先んじて、大山町に組織さる

戦後の農協運動の中に新しく生れ出たものに「農協婦人部」がある。長年の暗い因習と、男まかせに馴れ切っていた農村にも新しい波、農村婦人解放と自覚をもたらし、婦人も男性と一緒に活動で農協運動推進の新しい手となつて登場したのである。

山形でこの運動に先んじたのが東田川郡黄金村（現在の鶴岡市）の農村婦人で、昭和二十二年（一九四七年）に婦人だけの手で大豆畑をつくり、共同集荷し、設立して間もない黄金農協に持ちこんで、戦後農村婦人の団体的な力を大いに誇示したものであった。しかし黄金の場合は農村婦人が試みた共同作業で、組織というものではなかつたが、二十五年に入ると同



—第六回農協婦人部大会—

じ庄内の大山町の婦人だけで「大山町農協婦人部」をつくることに成功した。これが県下最初の農協婦人部組織であつて、農協に協力し、婦人の立場で真正面から経済問題と取りくみ、生活物資の共同購入、婦人部貯蓄を開始した。同婦人部は急速な進展を見せ、全国的なモデル組織として他の町村の組織をつくった。その上に大きな投割りと

刺激となつて、田川地方に二十七年頃まで次々に婦人部が組織された。

## 貯蓄五億達成に成功

農協婦人部の組織が拡大されて行くに伴つて、地域婦人会との摩擦もひどくなり、内部からくずれてしまつたところもある。昭和二十八年八月発足した飽海地方農村婦人連絡協議会（会長、遊佐の佐藤於久仁氏）は二十九年の才二回郡大会で、当初からうつ積されていた農家、非農家出身幹部との意見の対立が表面化し、農家幹部が要求する全員組合加入、麦食勵行による農協貯蓄等が非農家幹部から痛烈に反撃され、妥協がつかないままで、三十年一月に解散したことであつた。また三十年、吉

田内閣は当時の米の統制撤廃論にからんで、穀物取引所案を取り上げたことから、地域婦人会と農協婦人部との間に意見が対立、二十八年十一月二十七日に結成された県農協婦人部連絡協議会（会長鈴木キク＝西村山郡、副会長中島みどり＝東南置賜、佐藤於久仁＝飽海の各氏）が三十年度の才二回県婦人部大会を十二月二十一日に開催した際、米の統制撤廃反対を決議するとともに、鈴木会長が地域婦人会幹部として統制撤廃の決議に加わったという事実で、会長に再選されず、新庄の地域婦人会幹部をやめた活動家の田宮よし氏が才二代会長に、淀野みつえ、（中郡）、斎藤かねみ（立川）の両氏を副会長に選んで、強く農協婦人部の脱皮を図つたものである。

組織数一九九、六万五千名という大組織になつた農協婦人部は田宮会長を先頭に

農協婦人部初代会長  
鈴木 キク氏  
才二代会長  
田宮 よし氏

才三代会長  
斎藤かねみ氏  
次才に組織を純化  
し、活動も活発にな



り、卵貯蓄、日回り貯蓄、月掛け貯蓄、米一斗、一俵貯蓄等婦人独自の貯蓄運動を進め、三十三年度末には五億達成運動を成功させたほか生活物資の共同購入はほとんどが、婦人部

の手で行われ、クミアイマーク愛用運動は婦人部運動の代名詞のように日常活動となつて來た。三、六〇〇件、四億円の農協共済のかく得、共同炊事、共同托児所、共同簡易水道の設置、共同花嫁衣しよう購入等の生活の生活改善事業等から農協、農青連とともに毎年行つて來る要求米価の陳情、県農協大会参加等、各方面に目ざましい動きを展開しているが、この間、三十二年五月には専任事務局を設け、組織活動を強化し全国的な運動に発展して行つた。全国の組織から部員一人、十円づつの資金を集めて製作した映画「荷車の歌」は世に大きな銘録を与えたものであつたし、『愛の小函』をつくって家族計画運動を押し進めた東置賜郡中郡農協婦人部（部長淀野みつえ氏）は「家の光」誌上で全國に照会される等、県農協婦人部は三十四年五月、役員体制も農家出身の斎藤かねみ氏を第3代会長に迎え、名実ともに体质改善された県組織を持つようになつた。

## 『有線放送』時代到来

### 農村の生活と結びつく

テレビ、電気セントラル機に劣らず、ここ数年、県下の農村には物凄い勢いで有線放送設備が普及して來ている。農家はこれまで電話には縁の遠いもの、その上、『役場へ一里、農協へ二里』という不便なものであつたが、この有線放送

が出現して、農協の放送室から種々の通達事項を放送するほか、加入している農家の電話を中継する。これまで各戸を回つて通達していたのが、この設備だと、一ぺんで通達出来るし、人件費の大きな節約になつていて。

また生産の指導、病虫害、風、水害、霜害の防除作業も計画的に能率的に運べる、農産物の共同出荷も、市場の動きなどをにらみながら、うまく行うことが出来るようになった。

このような共同利益のほかに急病人が出来て医師の往診を求める場合も使えるし、行先のわからぬ家族に急用を伝え、また某村では火災をボヤですませ、ドロ棒をつかまえて、警察署に突き出した自慢話しまで出ている。

野良仕事をしている人々に美しい音楽やドラマを聞かせてやる等、このごろの農村は都会以上に文化的で、生活を楽しんでいる。

県下で最初にこの有線放送施設をとりつけたのは昭和三十一年十一月二十五日に放送を開始した天童市成生の成生農業協同組合（組合長押野豊太氏）で、同年、農林省が新農村建設計画の一かんとして五割の国庫補助をこの施設に出すことになつてから、にわかに農村に有線放送ブームが起り、三十五年九月現在で、有線放送設置組合は次の三十七組合に達した。

村山地区

滝山、東沢、村木沢、高瀬、出羽、東金井、成生、寺津、山口、高橋、豊田、柴橋、高松、溝延、神町（一五）

最上地区

萩野（一）  
六郷町、二井宿、糠野目、豊川、添川（四）

庄内地区 黄金、田川、糸、渡前、三川村、横山、東郷、三

川村押切、羽黒町広瀬、櫛引村山添、黒川、朝日

村本郷、大山、酒田市西荒瀬、酒田市中平田、遊

佐町蕨岡、北俣（一六）

組合に拡声装置、交換接続台をおき、正規のアナウンサー嬢がいるところも少くない。

有線放送がここまで普及し、農村の目覚めに重要な役割りを果しているが、組合でも放送材料について十分検討し、よいものを農民に供給することを考える必要があり、熱心な組合では農青連、婦人部らとともに運営委員会をつくり、毎週の放送プログラムを組んでいるところもあり、中央会も三十三年から有

線放送を同会の教育、弘報の面で取り上げ、庄田幸夫、高村健一の両氏が施設の普及と、運営を指導している。

番組、録音テープの作成、放送装置に対する固定資産税課税の反対運動等活発に動いているほか、N.H.K.の協力を得てアナウンス講習会、放送用語指導に当り、三十四年十一月末、アナウンス・コンクール、庄内農事放送番組コンクールを行った。

全国最初の有線放送白書、中央会は三十五年五月から六月上旬にかけて、県内の総合農協で有線放送施設を営むもののうち、事業開始後一ヶ年以上を経過した二十七組合について「有線放送電話事業経営分析」を行つた。この調査は放送事業の将来に備え、もち論全国にさきがけて行われたもので、いわば「有線放送白書」である。同年九月にとりまとめた分析結果の概要是次の通りである。

#### 。事業加入者構成

一組合平均加入者総戸数四八五戸、そのうち正組合員加入者数四五戸（加入総戸数に対して八七・六%）、団体加入一一戸体（二・一%）、商業者加入一二戸（五・〇%）、その他二八戸（五・三%）で、正組合員加入者が圧倒的に多いが、全戸加入を目標にこの事業を行つてゐるので、加入者構成率八七・六%は満足な数字でない。組合別で九〇%以上の加入率を占めている組合数が一五組合で過半数を占めているが、八〇%未満の組合九、ことに六〇%未満のものが一組合あるので、今後は事業開始までに九〇%以上の加入者を得るように心掛ける必要がある。

#### 。放送設備

調査組合の八五%、二三組合は新農村建設事業の一環として実施されており、平均一組合当たり三百四十九万七千円の固定設備に對して、平均九十八万二千円（補助対象設備価格）に對して約四四・五%の補助金が交付されている。

#### 。回線

県内における放送設備の許容回線数は最高五〇回線、最低二〇回線、平均三七回線の構造を持つ設備となつてゐるが、實際に使用されている回線は平均三三回線、未使用四回線となつてゐる。今後加入者が増加する傾向にあるので、回線設備の状況は一応適当である。

#### 。加入金

平均三百四十九万円の設備投資の裏付となる加入金、増資の

状況は最高徴収額は加入者一戸当り一万一千円、最低一千二百円、平均加入金三千四百円であり、加入金を全く徴収していないものが六組合もあった。加入金は従来の慣習や見込みで徴収するようなことなく財務の均衡を得た継続経営が可能になるように入金額を考えなければならない。

#### 。執行体制

一組合員平均専任職員三・三人（最高四人、最低一人）、兼務職員一・六人計四・九人がこの事業に従事している。専任職員三・三人中、交換手兼アナウンサーは二・七人、平均年令二十一才、高校卒が最も多く、平均超過勤務日数七九日で、一般職員に比して極めて過重な状態にある。給与月額では交換手平均五、〇五三円と低位にある。

給与改善と労務管理の面で再検討するとともに常に計画された研修、教育を行うべきである。

#### 。利用状況

放送時間は平均三時間、通話時間十一時間三十分であるが一部の組合では放送時間が通話時間よりも多いものも見うけられた。一日平均通話回数は五六二回で、加入者が一日平均一回以上上の電話回数を利用していることになるが通話料一円の組合の平均通話回数一・六回、通話料二円の組合で〇・八回、三円で〇・九回、五円で〇・四回と通話料が高いほど通話回数が少くなり、反対に通話料を徴収していない十一組合は一・八回の通話回数と、通話料と通話回数が反比例している。

放送時間の利用状況は平日平均三時間であるが、もつとも多

く時間を使っているのはN H K、次にY B C、日本短波放送で、中央会提供の録音テープも組合自主番組として大きな役割を果している。放送内容については自主番組の充実、放送技術の向上を図るとともに放送時間と通話時間割合の再検討が必要である。

#### 。聴取料、通話料の徴収状況

一組合の平均聴取料は九十円、最低六十円、最高百五十円で百円の組合が最も多く、調査組合の四一%、十一組合を占めている。聴取料、通話料は事業収入源であり、この算定に当ってはあくまでも事業の原価計算にもとづく合理的なものでなければならぬが、現行料金では全く收支はつぐなわず、結果的に他事業部門へ大きな負担をかけている。

#### 。財務と損益の状況

年間の平均調達資金二百八十万円で、うち組合員の加入金は三・四%，農協の一般会計から四三・四%繰入れでまかなわれている。三十四年度末の有線放送事業損益は二十七組合平均で二十五万四千円の赤字となっており、今後、老朽化による修繕費の増加、人件費の自然増、減価償却の不足等を考えると、通話料を徴収していない組合は徴収するよう改めるとともに、聴取料金の倍額値上げが必要なことと思料される。

この中央会がこしらえた有線放送白書は、ブームの波に乗つて今後ますます普及していくことを約束づけられている町村の有線放送の在り方に示唆を与えたものである。